

平成27年度

幼稚園・保育所等 入所の手引き



もくじ

はじめに	1
1. 新制度における施設選びのフローチャート	1
2. 教育・保育施設の種類の	2
3. 保育の必要性の認定について	2
4. 支給認定申請・入所申込みから利用決定までの流れ	5
5. 必要書類のチェックリスト	7
6. 申込みにあたっての注意事項	9
7. 申込書の記入例	11
8. 入所調整について	15
9. 保育料（利用者負担額）について	17
10. よくあるご質問	18
11. 利用施設一覧	21

平成26年10月

— 新居浜市 —

問い合わせ先
新居浜市福祉部子育て支援課・保育係
電話 0897-65-1242（直通）

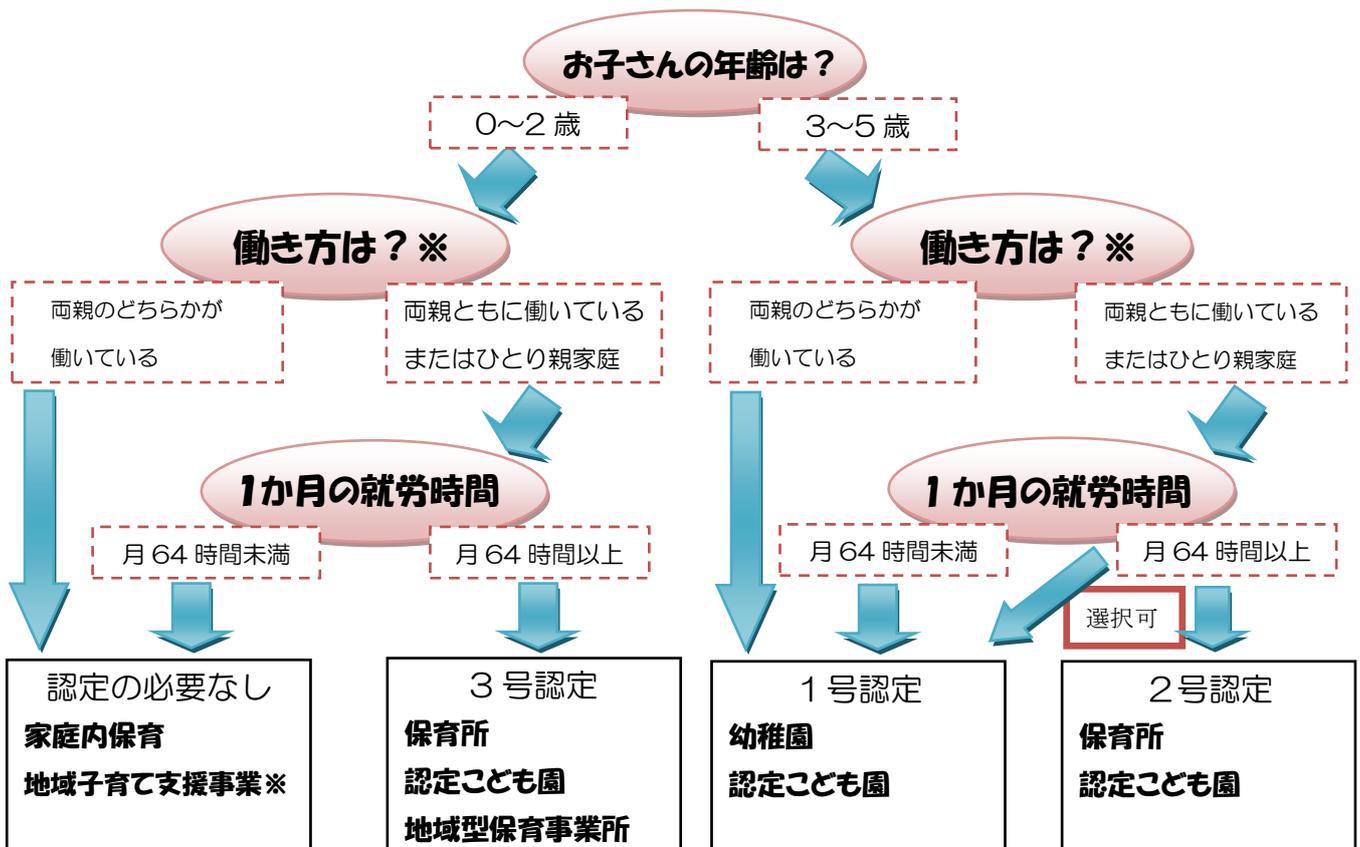
～ はじめに ～

この手引きは、保育施設の利用申込み手続きや必要な書類について掲載しています。利用を希望される方は、よくお読みになりお申込みください。

また、記載内容につきましては、平成26年10月現在での情報となります。「子ども・子育て支援新制度」による保育の必要性の認定や、施設の利用手続きについては、今後、国からの通知等により変更になる場合があります。保育料（利用者負担額）など検討中の項目もあるため、内容が決まり次第、市政だよりや市ホームページ等で改めてお知らせいたします。

1. 新制度における施設選びのフローチャート

新居浜市では、お子さんをお預かりするサービスについて、次のとおり選ぶことができます。下の図を参考にして、ライフスタイルにあった施設を選択してください。



※就労以外にも、妊娠・出産、保護者の疾病・障がいまたは長期入院している親族の介護・看護など「保育を必要とする事由」に該当する場合、2・3号認定を受けることができます。

※地域子育て支援事業：一時預かりや地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）などがあります。

2. 教育・保育施設の種類

新居浜市内には、以下の保育施設があります。※予定を含みます。

名 称	内 容
幼 稚 園	3～5歳のお子さんを対象に、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。
保 育 所	国が定めた設置基準を満たし、保護者が仕事や病気などの理由により、家庭内でお子さんの保育ができない場合に、保護者に代わって保育を提供する児童福祉法に基づく児童福祉施設です。
認定こども園	保護者が働いている・いないにかかわらず、0～5歳のお子さんを対象に、保育所と幼稚園の両方の利点を生かし、就学前の保育・教育を一体的に提供する施設です。
地域型保育事業所	新制度に基づき、新たに市が認可を行う地域型保育施設です。19人以下の少人数で、満3歳未満のお子さんが対象となります。

3. 保育の必要性の認定について

保育所・認定こども園・地域型保育事業所を利用するためには「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

※新居浜市では教育・保育施設利用の申込み手続きと支給認定申請を兼ねていますので、事前の認定手続きは必要ありません。

※「保育の必要性の認定」は、保育の必要性の有無を判定するものであり、実際の施設利用（入所）の可否を決定するものではありません。

（1）認定の内容

「保育の必要性の認定」は、保護者からの申請に基づき、市が認定します。認定区分は下表の3つであり、保育施設を利用できるのは2・3号認定となります。

認定区分	対象となるケース	利用できる主な施設等
1号認定	3～5歳の就学前の子供で教育を希望する場合	認定こども園 幼稚園
2号認定	3～5歳で、保護者の労働や疾病等により保育所等で保育を希望する場合	認定こども園 保育所
3号認定	0～2歳で、保護者の労働や疾病等により保育所等で保育を希望する場合	認定こども園 保育所 地域型保育事業所

2号・3号認定を受けた場合の保育の必要量

- 保育標準時間・・・1日最大11時間の中で必要となる時間利用可能
- 保育短時間・・・1日最大8時間の中で必要となる時間利用可能
- ※ **月120時間以上の就労は保育標準時間、月64時間以上で月120時間未満の就労は保育短時間とする予定です。(通勤時間も含まず。)**

利用時間のイメージ

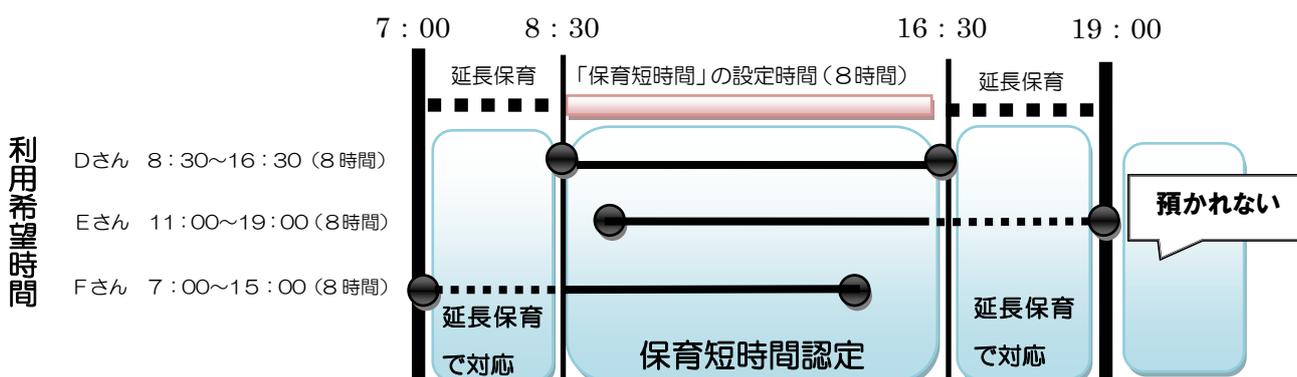
● 保育標準時間利用のケース

※留意事項 利用可能時間は、保育所が通常開所している時間内の範囲での利用となります



● 保育短時間利用のケース

※留意事項 利用可能時間は、保育所が定める「保育短時間」の設定時間内での利用となります



- ※この図での開所時間や、「保育短時間」の設定時間は、私立保育所の利用における一般的な例です。
- ※保育短時間の設定時間は「午前8時30分から午後4時30分」の8時間で市内の全保育所統一です。
- ※延長保育については、別途料金がかかります。

(2) 保育を必要とする事由

2・3号認定を受ける方は、次の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが要件となります。

区分	保育を必要とする事由	保育実施期間	認定区分
1	月64時間以上（1日4時間以上かつ16日以上）の就労	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間または保育短時間
2	妊娠・出産	出産予定月の前後各2か月（通算5か月限度）	保育標準時間
3	保護者の疾病、障がい	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間
4	親族の介護・看護	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間または保育短時間
5	災害復旧にあたっている場合	災害の復旧が完了すると見込まれる期間	保育標準時間
6	求職活動	3か月限度	保育短時間
7	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	職業訓練校や大学等へ通学する期間	保育標準時間または保育短時間
8	虐待やDVのおそれがあること	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間
9	育児休業取得の際に、すでに保育所利用中の子どもの継続利用が必要と認められる場合	育児休業期間	保育短時間
10	その他上記1～9に類すると市が認めた場合	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間または保育短時間

(3) 支給認定の手続き

「保育の必要性の認定」の手続きは、保育施設利用申込みと同一の様式で受け付けします。

◎提出書類

- 支給認定申請書兼入所（園）申込書
- 添付書類（7ページ～8ページ参照）

◎提出場所

入所（園）を希望する施設

(4) 支給認定証の交付

- 保護者からの申請を受け付けた後、市は「支給認定証」を発行します。
- 支給認定証は申請を受け付けてから30日以内に発行することとなっていますが、平成27年4月入所分については、新制度移行事務を12月～2月に集中して行うことから、平成27年2月末から3月上旬に入所承諾書とあわせて発送しますのでご了承ください。

4. 支給認定申請・入所申込みから利用決定までの流れ

支給認定申請書 兼 入所（園）申込書 提出

- 受付期間：平成 26 年 12 月 1 日(月)から平成 26 年 12 月 15 日(月)まで
※土・日曜日を除きます。
- 提出先：入所を希望する各施設（21 ページ～22 ページ参照）
※支給認定申請書兼入所（園）申込書の提出は児童 1 人につき 1 枚です。（複数施設への提出はできません。）

保育の必要性の認定(12月下旬から1月)

- 認定：児童の年齢、保育を必要とする理由や就労等の時間に応じて認定を行い、施設の利用時間等を決定します。
- 優先度の判断(採点)
採点方法：入所調整における採点基準表（16 ページ参照）をもとに優先度の高さを判断します。

入所調整(2月)

- 調整方法：採点結果により点数の高い方から入所を決定します。
※先着順ではありません。

※第1希望へ入所できない場合

子育て支援課より電話連絡します。(2月中)
入所可能な施設についてご案内いたします。

支給認定証・利用施設の入所承諾書の発送(2月末から3月上旬)

子育て支援課より支給認定証及び入所承諾書を発送します。

入所可能な施設が無い場合、別途利用可能な施設
をご紹介します。

施設利用(入所)(4月)

- 保育所
入所後、保育料をお知らせします。(4月中旬)
- 幼稚園・認定こども園・地域型保育事業所
各施設と利用契約のうえ、施設を利用してください。入所後、保育料をお知らせしますが、納入先は利用施設となります。

継続利用の流れ(在園児)

支給認定申請書 兼 現況届 提出

- 受付期間：平成 26 年 12 月 16 日(火)から平成 26 年 12 月 26 日(金)まで
※土、日、祝日を除きます。
- 提出先：継続利用を希望する各施設

保育の必要性の認定(1月中)

- 認定：児童の年齢、保育を必要とする理由や就労等の時間に応じて認定を行い、施設の利用時間等を決定します。

現況確認(2月)

- 現在入所中の園に引続き在園することを基本とします。

支給認定証 (2月末から3月上旬)

子育て支援課より利用されている園を通じて支給認定証をお渡しします。

施設利用(入所)(4月)

- 保育所
入所後、保育料をお知らせします。(4月中旬)

5. 必要書類のチェックリスト

(1) 必須書類（支給認定、入所調整の際に使用）

状 況		書 類 名	父	母
就 労	会社員・公務員・パート	雇用(内職)証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	産休・育休明け復職予定	雇用(内職)証明書（産休・育児休業取得期間を明記のこと）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	自営業（自営手伝い・専従者等含む）又は勤務先と親戚関係あり	就労状況確認書(自営・漁業・農業用)を記入し、民生児童委員の証明が必要	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	農業・漁業	就労状況確認書(自営・漁業・農業用)を記入し、民生児童委員の証明が必要 農業の場合は耕作証明書、漁業の場合は水揚証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	内職	雇用(内職)証明書（タイムスケジュールを記入）、支払明細書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
妊娠・出産		母子健康手帳（表紙及び出産予定日がわかるページのコピー）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
疾病・障がい	病気である	病院等の診断書のコピー（申込日時点で作成後6か月以内のもの）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	障がいがある	身体障害者手帳、精神障害保健福祉手帳及び療育手帳のコピーまたは病院等の診断書のコピー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
病人等の看護・介護をしている		介護（看護）申立書（タイムスケジュールを記入）と各種添付書類のコピー（病院等の診断書、介護保険の被保険者証、障害者手帳、ケアプラン等、介護・看護状況がわかるもの）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
被災し復旧にあっている（震災・風水害等）		罹災証明	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
求職活動(起業準備含む)		求職申立書 (入所3か月以内に雇用(内職)証明書等が提出されない場合退所となります)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
就学(職業訓練校も含む)		就学申立書、在学証明書、カリキュラムなどがわかるもの(無い場合はタイムスケジュールを記入)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
虐待・DV		保護命令書(接近禁止命令、退去命令)のコピー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(2) 家庭状況に応じて必要な書類（入所調整の際に使用）

状 況	書 類 名	確認
1. ひとり親家庭	※下記のいずれかのコピーを提出してください。	
児童扶養手当を受けている	児童扶養手当証書	<input type="checkbox"/>
母子家庭医療を受けている	母子家庭医療受給者証	<input type="checkbox"/>
離婚を前提とした別居の場合 (住民票の異動が必須です。)	離婚調停中であることがわかるもの（裁判所発行）	<input type="checkbox"/>
2. 家族に障がいのある方がいる家庭	※下記のいずれかのコピーを提出してください。	
特別児童扶養手当を受けている	特別児童扶養手当証書	<input type="checkbox"/>
障がいの手帳を受けている方がいる	身体障害者手帳、精神障害保健福祉手帳、療育手帳	<input type="checkbox"/>
障害基礎年金を受けている方がいる	年金証書	<input type="checkbox"/>
3. 兄弟姉妹が幼稚園に在園している家庭	在園証明書（平成 27 年 4 月 1 日以降発行のもの）	<input type="checkbox"/>
4. 生計中心者が失業している家庭	退職事由が確認できる書類（雇用保険受給資格者証等）のコピー	<input type="checkbox"/>
5. 認可外保育施設を利用している家庭（2か月以上かつ16日/月以上かつ4時間/日以上利用している場合）	認可外保育施設等受託証明書	<input type="checkbox"/>

(3) 保育料決定に必要な書類

状 況	書 類 名	確認
1. 平成 26 年 1 月 1 日時点で住民票が新居浜市になかった家庭	平成 26 年 1 月 1 日時点で住民票のあった市町村で平成 26 年度所得課税証明書を取得し提出してください。	<input type="checkbox"/>
2. 祖父母と同居している家庭（税額合算適用の判断が必要となります。）	<u>父母の平成 26 年分の源泉徴収票、確定申告書の控え</u> を提出してください。なければ直近3か月の収入状況がわかるもの（給与明細等）を提出してください。	<input type="checkbox"/>
3. 海外勤務をされている家庭	<u>勤務先からの給与の支払い証明など、海外での収入がわかる書類</u> を提出してください。	<input type="checkbox"/>

※未申告等で市民税の課税状況が把握できない場合、申告をお願いすることがあります。

6. 申込みにあたっての注意事項

(1) 平成 27 年 4 月入所の保育施設におけるクラス別年齢表

クラス年齢	生 年 月 日
0 歳児	平成 26 年 4 月 2 日以降
1 歳児	平成 25 年 4 月 2 日～平成 26 年 4 月 1 日
2 歳児	平成 24 年 4 月 2 日～平成 25 年 4 月 1 日
3 歳児	平成 23 年 4 月 2 日～平成 24 年 4 月 1 日
4 歳児	平成 22 年 4 月 2 日～平成 23 年 4 月 1 日
5 歳児	平成 21 年 4 月 2 日～平成 22 年 4 月 1 日

(2) 入所を希望する児童が生まれていない場合

平成 27 年 1 月末までに出産予定の方で、4 月 1 日から保育所等の利用を希望する場合も、申込みを受け付けします。母子手帳の表紙と出産予定日がわかるページのコピーが必要です。

※入所日(平成 27 年 4 月 1 日)時点で生後 2 か月を経過しない場合入所はできません。

出産後は速やかに子育て支援課保育係まで連絡し、申込児童氏名の届出などを行ってください。
なお、申込み期間は他の 4 月 1 日入所の受付期間と同じです。

(3) 育児休業から復職する場合

育児休業から復職する場合、平成 27 年 5 月 7 日(木)までに復職する方が対象です。雇用(内職)証明書に、勤務先で休業期間等について証明を受けてください。

復職日がそれ以降となる方は、平成 27 年 4 月 1 日の入所申込みの対象とはなりませんので、途中入所での申込みとなります。

(4) 入所受付期間(平成 26 年 12 月 1 日(月)から平成 26 年 12 月 15 日(月)まで)後に申込みする場合

受付は可能です。ただし、入所調整は入所受付期間内に申込みを行った方が優先となります。

(5) 妊娠・出産を理由として申し込む場合

平成 27 年度より、妊娠・出産で保育施設を利用する方の入所期間が変更になります。これまで、出産予定日の属する月の前後 3 か月の計 7 か月が、妊娠・出産を理由としてお預かりできる期間でしたが、平成 27 年度より出産予定日の属する月の前後 2 か月の計 5 か月となります。

また、施設の利用を開始した当初の理由が妊娠・出産であった場合、この事由での入所可能期間となる、産後 2 か月を経過した月の月末以降、育児休業を取得する場合は継続利用できません。

(入所期間満了による転園の場合はこの限りではありません。)

(6) 求職活動を理由として申し込む場合

求職活動を理由として保育施設を利用する場合、児童入所後 1 か月程度を目安に就労先を決定していただくこととしておりましたが、平成 27 年度より、3 か月を限度に就労先を決定していただく取扱いとなります。

入所後 3 か月以内に就労先を決定し、雇用(内職)証明書を提出してください。就労が確認できない場合、退所していただくこととなります。

(7) 新居浜市に転入予定の方で、平成27年4月1日から保育所等の利用を希望される場合

新居浜市へ転入される予定の方は、入所を希望する園で申込みを行ってください。

3月末までに、新居浜市への異動が確認できない場合は、入所承諾が無効となりますので、必ず異動の手続きを済ませてください。

(8) その他注意事項

- 転園を希望される場合は新規の申込みと同様の取扱いになりますので、平成 26 年 12 月 1 日(月)から平成 26 年 12 月 15 日(月)の期間中に申込みください。ただし、第 1 希望の保育所に入所できない場合に元の保育所への入所を希望された場合でも、元の保育所での入所調整(採点)によって決定することになります。
- 現在、育児休業中で継続実施申し立てにより入所している児童の、転園は認められません。(入所期間満了による転園の場合はこの限りではありません。)
- 入所申込み後の第 1 希望の保育施設の変更はできません。
- 入所申込みを行った後、申込みを取り下げる場合は速やかに各施設、もしくは子育て支援課保育係まで連絡してください。
- 12 月の申込み時点と家庭状況が変わった場合(就労先が内定した、退職した、保育できない理由が変更になった等)は、確認できる書類を 1 月末日までにご提出ください。(入所調整開始後に提出されても採点に反映はできません。)
- 提出された書類内容が事実と異なる場合は、支給認定及び入所決定の取り消しを行う場合もあります。



7. 申込書の記入例

新規申込みの方

母・父 障がい 生保 兄弟 - ()

(宛先) 新居浜市長
施設管理者

施設型給付費・地域型保育給付費等
支給認定申請書
兼入所(園)申込書(平成27年度)

新規・転園 現在在籍している園 ()

申込日 平成26年12月5日

住所 新居浜市 一宮町一丁目1番5号 △△マンション101

氏名 新居浜 康 平成26年1月1日の住所 大阪府吹田 市 区 町 村

電話番号(優先連絡先に☑) (自宅) 0897-65-xxxx ☐ 父連絡先: 090-0000-△△△△ ☐
母 " : 090-0000-△△△△ ☑

保護者氏名 新居浜 康

氏名 フリガナ ニイハマ ミユキ 生年月日 平成25年4月10日生 性別 男・女

新居浜 美由紀 1才(平成27年4月1日現在)

支給認定番号 (既に認定証の交付を受けている場合)

緊急時連絡が取れる電話番号に☑を記入してください。

提出する日を記入してください。

新規の申込みか、転園かどちらかを○で囲んでください。転園を希望される方は、現在通われている園名を記入してください。

この支給認定申請書兼入所(園)申込書は、保護者の労働又は疾病等の事由により「保育所等」(※)において保育の利用を希望する場合、利用を希望する施設にご提出ください。また、保育の必要性について認定を受けていただくため、保護者や世帯の状況について次の①～④にできる限り正確にご記入ください。

(※)「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。

申込み対象児童本人以外の同居している親族等全員について記入してください。

年齢は平成27年4月1日現在の満年齢を記入してください。

① 世帯の状況

フリガナ 氏名	児童との続柄	生年月日	年齢	勤務先(職業)又は学校名等	備考	※市記入欄		
						勤務証明等	市民税	その他
ニイハマ 康	父	S H 55. 10. 1	34	〇〇株式会社				
ニイハマ 由佳	母	S H 58. 11. 1	31		求職中			
ニイハマ 恭子	姉	S H 18. 9. 1	8	△△小学校3年				
ニイハマ 浩明	兄	S H 21. 8. 1	5	□□幼稚園				
ニイハマ 亘	祖父	S H 30. 7. 1	59	漁業				
ニイハマ 洋子	祖母	S H 33. 6. 1	56	××有限公司				
ニイハマ 雅章	叔父	S H 59. 6. 1	30		障がい者			

学校名・学年、幼稚園名、保育園名を記入してください。

② 利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

※保育の利用を必要とする場合、③の事由により利用可能期間が異なります。

第3希望まで記入し、希望理由に○を付けてください。

利用を希望する期間	施設名	第1希望	第2希望	第3希望
平成27年4月1日		□□保育園	〇〇保育園	認定こども園△△幼稚園
から	希望理由	1. 自宅に近い 2. 勤務先に近い	① 自宅に近い 2. 勤務先に近い	1. 自宅に近い 2. 勤務先に近い
平成32年3月31日		3. 通勤経路 ④ 兄弟姉妹が入所中	3. 通勤経路 4. 兄弟姉妹が入所中	③ 通勤経路 4. 兄弟姉妹が入所中
まで		5. その他()	5. その他()	5. その他()

児童の父母（保護者）の該当する理由を○で囲み、必要書類を提出してください。

※市記入欄		

③ 保育の利用を必要とする事由等

保育の利用を必要とする事由 (証明書等添付)	続柄	必要とする理由	備考
	父	① 就労 2. 妊娠・出産(出産予定日: 年 月 日) 3. 疾病・障がい 4. 介護、看護等 5. 災害復旧 6. 求職活動 7. 就学 8. DV・虐待 9. その他()	就労、介護等従事時間 (8 時間/1日) (25 日勤務/月)
母	1. 就労 2. 妊娠・出産(出産予定日: 年 月 日) 3. 疾病・障がい 4. 介護、看護等 5. 災害復旧 ⑥ 求職活動 7. 就学 8. DV・虐待 9. その他()	就労、介護等従事時間 (時間/1日) (日勤務/月)	
家庭の状況 (証明書添付)	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 <input checked="" type="checkbox"/> 在宅障害者家庭[対象者: 叔父] <input type="checkbox"/> 生活保護家庭(年 月 日開始)		
希望する利用時間	利用曜日	利用時間	備考
	月 曜日から 金 曜日まで	8時30分 から16時30分まで	
送り迎え	主な送迎者(父・母・祖父・祖母・()) 送迎方法(徒歩 <u>自動車</u> ・自転車・()) 所要時間(10 分)		

該当する状況に☑をつけてください。保育料の減額の対象となる場合は証明書の提出が必要です。

勤務時間により、必要な保育の利用時間を記入してください。

④ 祖父母の状況

氏名	年齢	傷病	就労	同・別	勤務先	祖父母の住所	備考
祖父 ニイハマ ワタル 新居浜 亘	59	有・ <u>無</u> ・有・無	<u>同居</u> 別居		☑①に同じ	☑①に同じ	同居の方は、☑をつけてください。その場合、勤務先、住所の記入は不要です。「④世帯の状況」で確認をします。
祖母 ニイハマ ヨウコ 新居浜 洋子	56	有・ <u>無</u> ・有・無	<u>同居</u> 別居		☑①に同じ	☑①に同じ	
祖父 離別		有・無	有・無	同居 別居	☐①に同じ	☐①に同じ	
祖母 スミトモ ハナコ 住友 花子	52	<u>有</u> ・無	有・無	<u>同居</u> 別居	無職 ☐①に同じ	松山市〇〇町一丁目1番1号 ☐①に同じ	病気入院中

※施設記載欄 (施設・事業者を経由して提出する場合)

受付年月日	H . .
施設(事業者)名	
担当者氏名 連絡先	(担当者) (連絡先)
入所契約(内定)の有無	有 (平成 年 月 日 契約・内定) ・ 無
備考	

※市町村記載欄

受付年月日	H . .		
認定の可否	支給認定番号	認定区分等	保育必要量の変更
可・否 (否とする理由)		☐1号 ☐2号 ☐3号 (☐標 ☐短)	
H . . 認定			
支給(入所)の可否	支給(利用)期間		
可・否 (否とする理由) [☐施設型 ☐地域型 ☐特例施設型 ☐特例地域型]	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日		
入所施設(事業者)名	施設の類形		備考
	☐認定こども園(☐連 ☐幼(☐幼 ☐保) ☐保(☐保 ☐幼) ☐地(☐幼 ☐保)) ☐幼稚園 ☐保育所 ☐地域型(☐小 ☐家 ☐居 ☐事)		
実施解除日	解除の理由	備考	
年 月 日			

継続利用を希望される方

母・父 障がい 生保 兄弟 - ()

(宛先)
新居浜市長
施設管理者

施設型給付費・地域型保育給付費等
支給認定申請書
兼現況届(平成27年度継続入所用)

提出する日を
記入してください

申込日 H 26 年 12 月 20 日

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。
また、認定に必要な税情報及び世帯情報の閲覧、及び利用者負担額を施設へ提示
することに同意します。

保護者氏名

新居浜 康 (印)

保護者	住所	新居浜市 一宮町一丁目1番5号 △△マンション101		電話番号 (優先連絡先に☑)	(自宅) 緊急時連絡が取れる電話番号に☑を記入してください 0897-65-XXXX ☐
	氏名	フリガナ: ニイマ 康 新居浜 康 (印)	平成26年1月1日の住所 大阪府吹田 市区町村	父連絡先: 090-0000-△△△△ ☐	母 " : 090-0000-△△△△ ☑
入所児童	氏名	フリガナ: ニイマ 美由紀 新居浜 美由紀	生年月日 平成25年4月10日生 1才(平成27年4月1日現在)	性別 男・女	継続入所する保育所等(施設名) 〇〇保育園
	保育の必要量について (※1)	☑ 「保育短時間」(8:30~16:30)認定を希望します。 「保育短時間」認定を希望される方は必ず チェックを入れてください			支給認定番号(※2)

この支給認定申請書兼現況届は、保護者の労働又は疾病等の事由により「保育所等」(※3)において保育の継続利用を希望する場合に、現在利用中の施設に提出してください。また、保育の必要性について認定を受けていただくため、世帯の状況について確認が必要になりますので、保護者や世帯の状況について次の①~④にできる限り正確にご記入ください。

- (※1) 継続して利用を希望する児童の保育の必要量の認定については、「保育短時間」認定を希望する方は必ずチェックをいれてください。チェックが無い場合は「保育標準時間」認定となります。
- (※2) 既に認定を受けている場合は右の認定証番号欄に番号を記入して下さい。現況届に添付されている雇用証明等の内容によって既に受けた認定の内容が変更になる場合があります。
- (※3) 「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。

① 世帯の状況

申込み対象児童本人以外の同居している
親族等全員について記入してください。

年齢は平成27年4月1日現在の満年齢を
記入してください。

	フリガナ	児童との 続柄	生年月日	年齢	勤務先(職業) 又は学校名等	備考	※市記入欄		
	氏名						勤務 証明等	市民税	その他
児童と同居している 世帯員	フリガナ: ニイマ 康 新居浜 康	父	⑤ H 55. 10. 1	34	〇〇株式会社				
	フリガナ: ニイマ 由佳 新居浜 由佳	母	⑤ H 58. 11. 1	31	□□ストア				
	フリガナ: ニイマ キョウコ 新居浜 恭子	姉	⑤ H 18. 9. 1	8	△△小学校3年				
	フリガナ: ニイマ ヒロアキ 新居浜 浩明	兄	⑤ H 21. 8. 1	5	□□幼稚園				
	フリガナ: ニイマ ワカ 新居浜 亘	祖父	⑤ H 30. 7. 1	59	漁業				
	フリガナ: ニイマ ヨコ 新居浜 洋子	祖母	⑤ H 33. 6. 1	56	××有限会社				
	フリガナ: ニイマ マサアキ 新居浜 雅章	叔父	⑤ H 59. 6. 1	30		障がい者			

学校名・学年、幼稚園名、保育園名を
記入してください

※市記入欄		

児童の父母（保護者）の該当する理由を○で囲み、必要書類を提出してください。

② 保育の利用を必要とする事由等

保育の利用を必要とする事由 (証明書等添付)	続柄	必要とする理由	備考
	父	① 就労 2. 妊娠・出産(出産予定日: 年 月 日) 3. 疾病・障がい 4. 介護、看護等 5. 災害復旧 6. 求職活動 7. 就学 8. DV・虐待 9. その他()	就労、介護等従事時間 (8 時間/1日) (25 日勤務/月)
母	① 就労 2. 妊娠・出産(出産予定日: 年 月 日) 3. 疾病・障がい 4. 介護、看護等 5. 災害復旧 6. 求職活動 7. 就学 8. DV・虐待 9. その他()	就労、介護等従事時間 (4 時間/1日) (20 日勤務/月)	
家庭の状況 (証明書添付)	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 <input checked="" type="checkbox"/> 在宅障害者家庭[対象者: 叔父] <input type="checkbox"/> 生活保護家庭(年 月 日開始)		
希望する利用時間	利用曜日	利用時間	備考
	月 曜日から 金 曜日まで	8時30分 から 16時30分まで	
送り迎え	主な送迎者(父・母・祖父・祖母・()) 送迎方法(徒歩 <u>自動車</u> ・自転車・()) 所要時間(10 分)		

該当する状況に☑をつけてください。保育料の減額の対象となる場合は証明書の提出が必要です。

勤務時間により、必要な保育の利用時間を記入してください。

③ 祖父母の状況

氏名		年齢	傷病	就労	同・別	勤務先	祖父母の住所	備考
父方	祖父 ニイハマ ワタル 新居浜 亘	59	有・ <u>無</u> ・有・無	有・無	<u>同居</u> 別居	☑①に同じ	☑①に同じ	同居の方は、☑をつけてください。その場合、勤務先、住所の記入は不要です。「①世帯の状況」で確認をします。
	祖母 ニイハマ ヨウコ 新居浜 洋子	56	有・ <u>無</u> ・有・無	有・無	<u>同居</u> 別居	☑①に同じ	☑①に同じ	
母方	祖父 離別		有・無	有・無	同居 別居	<input type="checkbox"/> ①に同じ	<input type="checkbox"/> ①に同じ	
	祖母 スミトモ ハナコ 住友 花子	52	<u>有</u> ・無	有・無	同居 <u>別居</u>	無職 <input type="checkbox"/> ①に同じ	松山市〇〇町一丁目1番1号 <input type="checkbox"/> ①に同じ	

※施設記載欄 (施設・事業者を経由して提出する場合)

受付年月日	H . .
施設(事業者)名	
担当者氏名 連絡先	(担当者) (連絡先)
入所契約(内定)の有無	有 (平成 年 月 日 契約・内定) ・ 無
備考	

※市町村記載欄

受付年月日	H . .		
認定の可否	支給認定番号	認定区分等	保育必要量の変更
可・否 (否とする理由)	H . . 認定		☐1号 ☐2号 ☐3号 (☐標 ☐短)
支給(入所)の可否	支給(利用)期間		
可・否 (否とする理由) 〔☐施設型 ☐地域型 ☐特例施設型 ☐特例地域型〕	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日		
入所施設(事業者)名	施設の類形		
	☐認定こども園(☐連 ☐幼(☐幼 ☐保) ☐保(☐保 ☐幼) ☐地(☐幼 ☐保)) ☐幼稚園 ☐保育所 ☐地域型(☐小 ☐家 ☐居 ☐事)		
実施解除日	解除の理由	備考	
年 月 日			

8. 入所調整について

各施設、各年齢の受け入れ可能人数の範囲内で、優先度の高い方から入所していただけるよう、入所調整を行います。**(先着順ではありません!)**

調整に際しては、優先度を判断するため採点を行います。採点は基準表に基づき、父、母それぞれの状況に応じて基準点を算出し、父母の基準点の合計点に、家庭状況等に応じて加減を行い合計点を算出し、合計点数がより高い方を優先度が高いものと判断します。採点后、優先度が高い方から各園の入所可能人数の範囲で、入所決定(調整)します。

第1希望の施設に入所できない場合は、子育て支援課よりご連絡いたします。その際に、他の利用可能施設などのご提案をさせていただきます。

入所調整のイメージ

a：第1希望：A 保育所

点数(順位)
30(a1)
29(a2)
27(a3)
26(a4)
20(a5)
18(a6)

※a4～a6：第1希望は入所不可。第2、3希望で入所可能な施設を紹介。

『A 保育所の調整結果』
(受入可能人数8名)

点数(順位)
30(a1)
30(b1)
30(c1)
29(a2)
29(b2)
28(b3)
28(c2)
27(a3)

b：第1希望：B 保育所 (入所不可)
第2希望：A 保育所

点数(順位)
30(b1)
29(b2)
28(b3)

c：第1希望：C 保育所(入所不可)
第2希望：D 保育所(入所不可)
第3希望：A 保育所

点数(順位)
30(c1)
28(c2)

上図で、第1希望のB保育所への入所ができなかったb1～b3が、第2希望のA保育所で入所の調整を行う場合、A保育所を第1希望としたa4～a6よりもb1～b3の方が優先度(点数)が高いことから、入所調整はb1～b3が優先されることとなります。また、c1～c2についても第3希望のA保育所で入所調整を行う場合についても、同様にa4～a6よりも優先度(点数)が高いことから、優先されることとなります。

採点基準表

新居浜市保育施設等の入所調整に関する基準(案)

■基本事項

番号	保育にあたる保護者の就労形態等				認定区分	
	事由	細目	就労時間等(通勤時間を除く)	配点		
1	就労	会社員、公務員、パート、アルバイト等雇用されているもの	140時間以上/月	15	就労時間に応じて標準時間と短時間※120時間/月以上を標準時間、64時間以上120時間未満/月を短時間認定する	
			120時間以上/月	14		
			100時間以上/月	13		
			80時間以上/月	12		
			64時間以上/月	11		
		自営業(農・漁業従事者を含む)	中心者	140時間以上/月		15
				120時間以上/月		14
				100時間以上/月		13
			協力者	80時間以上/月		12
				64時間以上/月		11
		内職及び就労先の内定が確認できるもの		140時間以上/月		11
				120時間以上/月		10
				100時間以上/月		9
				80時間以上/月		8
				64時間以上/月		7
2	妊娠・出産	出産予定日の属する月と前後2か月の間で出産・休養のため保育の必要があるもの	14	標準時間		
3	保護者の疾病・障がい等	病気やけがで入院や自宅療養をしているものや、精神もしくは身体に障がいがあるもの	おおむね1か月以上の入院	15	標準時間	
			居宅療養	常時臥床		15
				精神疾患		精神障害保健福祉手帳の所持以外で医師の診断のあるもの
			一般療養	医師がおおむね1か月以上の安静加療が必要と診断したもの		12
				上記以外で医師の診断のあるもの		8
			心身障害	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害保健福祉手帳1・2級		15
				身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害保健福祉手帳3級		13
身体障害者手帳4級以下	10					
4	介護・看護	親族等の看護、または介護をしているもの	140時間以上/月	15	従事時間に応じて標準時間と短時間※1に準じる	
			120時間以上/月	14		
			100時間以上/月	13		
			80時間以上/月	12		
			64時間以上/月	11		
5	災害復旧	震災、風水害、その他の災害復旧にあたるもの	15	標準時間		
6	求職活動	雇用条件等を確認できる就労先内定者を除いた就労活動中(起業準備を含む)のもの	3	短時間		
7	就学	職業訓練校を含む学校等に就学するもの	140時間以上/月	15	従事時間に応じて標準時間と短時間※1に準じる	
			120時間以上/月	14		
			100時間以上/月	13		
			80時間以上/月	12		
			64時間以上/月	11		
8	虐待・DV	虐待を受ける恐れがある、または配偶者から暴力を受ける恐れがあると認められるもの	15	標準時間		
9	育児休業	※新規申込み不可	—	短時間		
10	不存在	離婚、死別、行方不明、拘禁、離婚を前提とした別居等	15			

■優先事項

番号	考慮すべき世帯の状況等		
	事由	適用	配点
1	ひとり親世帯(母子・父子世帯)	配偶者と離婚、死別している。または未婚であるもの。配偶者が拘禁中であるもの。離婚を前提に別居している場合等。	2
2	生活保護世帯	生活保護の受給世帯	2
3	生計中心者の失業	生計中心者が失業し(自発的失業を除く)、速やかに就労が必要であると認められる場合	2
4	虐待・DVの恐れがある場合	保護証明(接近禁止命令、退去命令)を受けたもの、もしくは「特別の支援を要する家庭」として児童相談所等の通知を受けたもの	2
5	児童が障がいがある場合	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳または特別児童扶養手当の受給者証を交付されているもの	2
6	育児休業明け※8との重複不可	育児休業明けで復職するもの(復職日が2月1日～5月7日)	2
7	兄弟姉妹が同一の施設・事業等の利用を希望する場合	兄弟姉妹が入所を希望する施設・事業に在籍している	2
		複数の兄弟姉妹が、同時に同一の施設・事業の利用を希望する場合	
		既に兄弟姉妹が別々の施設・事業を利用している場合で、同一の施設・事業の利用をするため、一方を他方へ転園を希望する場合	
8	認可外保育施設を利用している場合※6との重複不可	認可外保育施設を認可保育所利用開始の2か月以上前から、16日/月以上、4時間/日以上利用しているもの	2
9	小規模保育所など地域型保育事業の卒園児	小規模保育所等地域型保育を入所期間満了で卒園するもの	2

■その他事項

1	保育料の未納がある場合	未納の期間が12か月を超えるもの	-10
		未納の期間が6か月以上12か月未満	-7
		未納の期間が3か月以上6か月未満	-3
2	入所申込に必要な書類が期日(平成27年1月末日)までに提出されない場合		-2

(注意事項)

- 採点は父母それぞれの基本事項の配点を合算し、優先事項、その他事項の該当項目によって加減する。
- 保護者の保育の必要な事由が複数ある場合、原則として配点の高いもので採点を行う。
- 保育できない事由が複数の事由にまたがり、どの事由でも最低点に満たない場合は、最も従事時間の長いものを主な事由として、その事由の最低点で採点することとする。

9. 保育料(利用者負担額)について

市では現在、保育料額や所得階層区分等について検討を進めています。内容が決まり次第、市政だよりや市ホームページ等でお知らせします。

子ども・子育て支援制度の施行に伴い、保育料は変更となる予定です。予定されている保育料の主な変更点は、次のとおりです。

変更点	現行	新制度
保育料の算定基準	所得税額	住民税額
保育料額の設定	1区分	2区分(保育標準時間) (保育短時間)
保育料決定時期	4月(年1回)	4月及び9月(年2回※)

※平成27年度からは保育料決定を4月に前年度(平成26年度:平成25年中の収入に基づく)の市民税額による算定を実施し、9月に当該年度(平成27年度:平成26年中の収入に基づく)の市民税額により保育料を見直します。

(保育料の算定基準)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
世帯の前年度の市民税所得割の合計額によって保育料を決定する。					世帯の当該年度の市民税所得割の合計額によって保育料を決定する。						

(保育料の減額について)

就学前の兄弟姉妹が同時に保育所等を利用している場合、第2子は半額に、第3子以降は無料となります。また、兄弟姉妹の上の子が幼稚園、認定こども園に在園している場合でも、保育所等を利用しているとみなして、同様のサービスを行っています。

(その他留意事項)

- 公立・私立保育園の保育料は同じです。
- 月の途中入所や途中退所の場合保育料は日割りで計算されます。
- 病気やご家庭の事情などにより登園できない場合も、在籍をもって保育料がかかります。
- 保育料の納入については、口座振替による方法と納入通知書による方法の2通りがありますが、できるかぎり口座振替による納付をお願いします。



保育料の滞納処分について

保育料は、保育所を運営するための費用に充てられる大切なものです。

保育料の滞納は見逃すことができない問題として、本市では収納対策の強化に取り組んでいます。

保育料を納入期限までに納めていただけない場合には、法令の規定により、給与、不動産など財産の差押え処分を実施します。

10. よくあるご質問

(1) 支給認定について

Q1. 支給認定の申請にはどんな書類が必要ですか？

- A. 保育認定を申請される方は、保育の必要性を証明する書類が必要です。
(7ページをご確認ください。)

Q2. 就労先、就労条件、住所、氏名、代表保護者が変わった場合、手続きが必要ですか？

- A. 就労先、就労時間、住所、氏名、代表保護者が変わった場合は、支給認定証の再交付が必要です。『支給認定変更届』と『保育の必要性を証明する書類』など必要書類を、利用施設(保育所等)または子育て支援課まで提出してください。(申込み後、利用施設が決定するまでの間に変更があった場合も速やかに届け出てください。)

就労時間や、保育の必要性の事由などが変更になる場合は、施設の利用時間や保育料が変更になる場合があります。詳しくは、子育て支援課までお問い合わせください。

Q3. 支給認定証に有効期限はありますか？

- A. 3号認定を受けた場合は、3歳の誕生日までが有効期限となります。3歳を迎えると、2号認定に変わります。2号認定は、就学前までの3年間が有効期限となります。
3歳の誕生日を迎え、認定が変更になる場合は、新しい支給認定証をお届けします。この場合手続きの必要はありません。

(2) 施設利用の申込みについて

Q1. 申込み時点で仕事をしていない場合、保育所等の申込みはできますか？

- A. 申込み時に仕事をしていない場合でも、『求職活動』の事由で申込みが可能です。また、就労先が内定した方で、雇用(内職)証明書等で就労時間等の確認が出来る場合、入所調整時には『就労先内定』として採点します。

なお、『求職活動』の事由で入所となった場合、認定期間は最大3か月となります。入所後3か月以内に就労を開始し、雇用(内職)証明書を提出してください。3か月以内に証明書の提出が確認できない場合は、入所から3か月经過した月末で退所となります。

Q2. 希望施設(保育所)名は必ず第3希望までの記入が必要ですか？

- A. 第1希望の施設への入所ができない場合、入所調整は、まずご記入いただいた施設の中から調整を行うため、通える範囲で、できる限り希望をご記入ください。

Q3. 現在育児休業中ですが申込みできますか？

A. 原則、育児休業中は、「保育を必要とする」状態とはいえないため保育所の利用申込みはできません。

ただし、育児休業から復職する場合、復職 2 週間前（慣らし保育期間）から入所可能となります。

また、4 月 1 日からの入所の申込み受付については、平成 27 年 5 月 7 日(木)までに復職する方が対象となります。

Q4. 兄弟姉妹で申込みをする場合書類は人数分必要ですか？

A. 兄弟姉妹での入所申込みの場合には、認定申請書兼入所（園）申込書は入所を希望されるお子さんの人数分必要となります。世帯状況を申告する書類（雇用（内職）証明書や税証明等）は、一番上のお子さんへの添付のみで結構です。

（3）入所調整について

Q1. 利用施設の入所決定は、先着順で決定するのでしょうか？

A. 先着順ではありません。入所調整に関する基準に基づいて、優先度を判断（採点）し、優先度の高い方から順に入所決定となります。

Q2. 既に兄弟の上の子が保育所を利用中で、同じ保育所に下の子の入所申込みをした場合、優先的に同じ園に入所できますか？

A. 既に上のお子さんが通う同じ保育所に、下のお子さんの入所申込みをした場合、優先事項のある世帯として、入所調整の採点の際に加点がありますが、入所調整は、基本事項の得点に、家庭状況等に応じて加減を行った合計点で優先度を判断するので、必ずしも現在入所している上のお子さんと同じ保育所に入所できるとは限りません。

Q3. 入所調整はどの時点を基準として判断するのですか？

A. 入所調整は 2 月 1 日を基準として採点を行います。申込み時点から家庭状況が変わる可能性もありますことから、変更があった家庭につきましては確認できる書類を 1 月末日までにご提出ください。2 月 1 日以降の提出は採点に反映できませんのでご注意ください。

Q4. 入所調整結果はいつごろ、どのようにして連絡がきますか？

A. 入所調整結果は、支給認定証とあわせて 2 月末から 3 月上旬にご自宅に郵送させていただきます。

ただし、第 1 希望の施設に入所できない場合は、子育て支援課より電話でご連絡いたします。その際に、入所可能な施設についてご案内いたします。

Q5. パートや派遣形態での就労の場合、採点に影響はありますか？

A. 家庭外労働を理由に入所調整を行う場合、常勤やパート・派遣などの就労形態は入所調整に影響しません。入所調整は、就労時間で判断します。

(4) 利用者負担額（保育料）について

Q1. 保育料はいつごろ決まるのですか？

- A. 保育料につきましては、現在検討中です。決定時期につきましては、市議会の議決が必要となることから、平成 27 年 3 月となります。内容が決まり次第、市政だよりや市ホームページ等でお知らせします。

Q2. 保育所に入所した場合、保育料の通知はいつごろどのようにして届きますか？

- A. 4 月入所の方は、4 月中旬に保育所を通じて保育料の決定通知書と納入通知書をお渡しします。（課税資料等税情報の不足により保育料が決定できない方については、送付が遅れる方もいます。）

平成 27 年度の市県民税の課税決定後、9 月(予定)に再度保育料を算定し、保育所を通じて保育料の決定通知書と納入通知書をお渡しします。

Q3. 公立と私立では保育料が異なるのですか？

- A. 基本保育料に違いはありません。ただし、保育料以外の諸費用（実費徴収）については個別にかかる場合もありますので各園にお問い合わせください。

Q4. 保育料はどのようにして決定するのですか？

- A. 保育料は児童の父母の前年度及び当該年度(※)の市民税の課税状況と、児童のクラス年齢によって決定します。

※4 月時点でお知らせする保育料は、前年度（平成 26 年度：平成 25 年中の収入に基づく）の市民税額により決定し、9 月にお知らせ予定の保育料は、当該年度（平成 27 年度：平成 26 年中の収入に基づく）の市民税額により決定します。

Q5. ひとり親家庭の保育料は無料になりますか？

- A. 保育料は Q4 のように課税状況によって決定するため、無料とは限りません。
また、保護者の収入状況によっては、同居している親族の課税状況を合算して決定する場合があります。

(5) 入所後について

Q1. 仕事を辞めてしまいました。保育所はいつまで入所できますか？

- A. 離職した場合、3 か月以内に就労し、雇用(内職)証明書を提出すれば継続入所可能です。証明書の提出がない場合は退所となります。

また、求職中となった段階で、入所期間は 3 か月となり、保育短時間認定に変更となります。

Q2. 第 2 子を出産し育児休業を取得する場合は、第 1 子は退園しなければならないのですか？

- A. 保育の実施継続申立書、雇用(内職)証明書に、勤務先で休業期間等について証明を受けて提出していただくことで、継続入所を認めています。（最大で生まれるお子さんが満 1 歳を迎える年度の 3 月末まで）

※育児休業法に基づく休暇の取得に限ります。

11. 利用施設一覧

【保育所一覧表】

区分	保育所名	所在地	電話番号	開所時間	
公立	若宮保育園	新田町1丁目8番38号	32-4194	7:30 から 18:00まで	
	新居浜保育園	泉宮町7番11号	32-3624		
	金子保育園	久保田町1丁目3番13号	32-3091		
	高津保育園	松の木町3番12号	32-2032		
	垣生保育園	垣生4丁目2番25号	45-0401		
	多喜浜保育園	多喜浜5丁目4番53号	45-0362		
	東田保育園	東田1丁目甲1215番地1	41-7576		
	船木保育園	船木甲4319番地	41-6008		
	角野保育園	中筋町2丁目4番34号	41-7238		
	大生院保育園	大生院344番地1	41-7232		
私立	朝日保育園	新須賀町3丁目4番5号	32-4647	7:00 から 18:00 まで	延長保育 19:00 まで
	みなと保育園	港町15番38号	32-3225		
	十全保育園	西原町2丁目3番12号	33-3055		
	新居浜八雲保育園	八雲町2番14号	32-5604		
	ルンビニ乳幼児保育園	東雲町3丁目2番2号	33-2026		
	さくら乳児園	桜木町11番21号	35-1381		
	新居浜南沢津保育園	高津町12番58号	32-9654		
	ミドリ保育園	八幡2丁目4番69号	33-3789		
	めぐみ保育園	田の上3丁目1番53号	46-1414		
	新田保育園	角野新田町3丁目12番51号	41-5401		
	泉川保育園	松原町11番15号	41-7211		
	みどり園保育所	喜光地町2丁目6番8号	41-5031		
	すみれ保育園	土橋2丁目13番16号	41-5039		
	中萩保育園	中萩町6番16号	41-7233		
	新居浜上部乳児保育園	中村2丁目8番49号	41-1339	延長保育 18:30 まで	
新居浜萩生保育園	萩生1091番地1	40-0422			

【認定こども園（平成27年度新設予定）】

名称	所在地	電話番号
認定こども園泉幼稚園	王子町4番30号	32-4088

【公立幼稚園】

名称	所在地	電話番号
王子幼稚園	王子町2番2号	32-4816
神郷幼稚園	郷3丁目8番16号	45-0170

